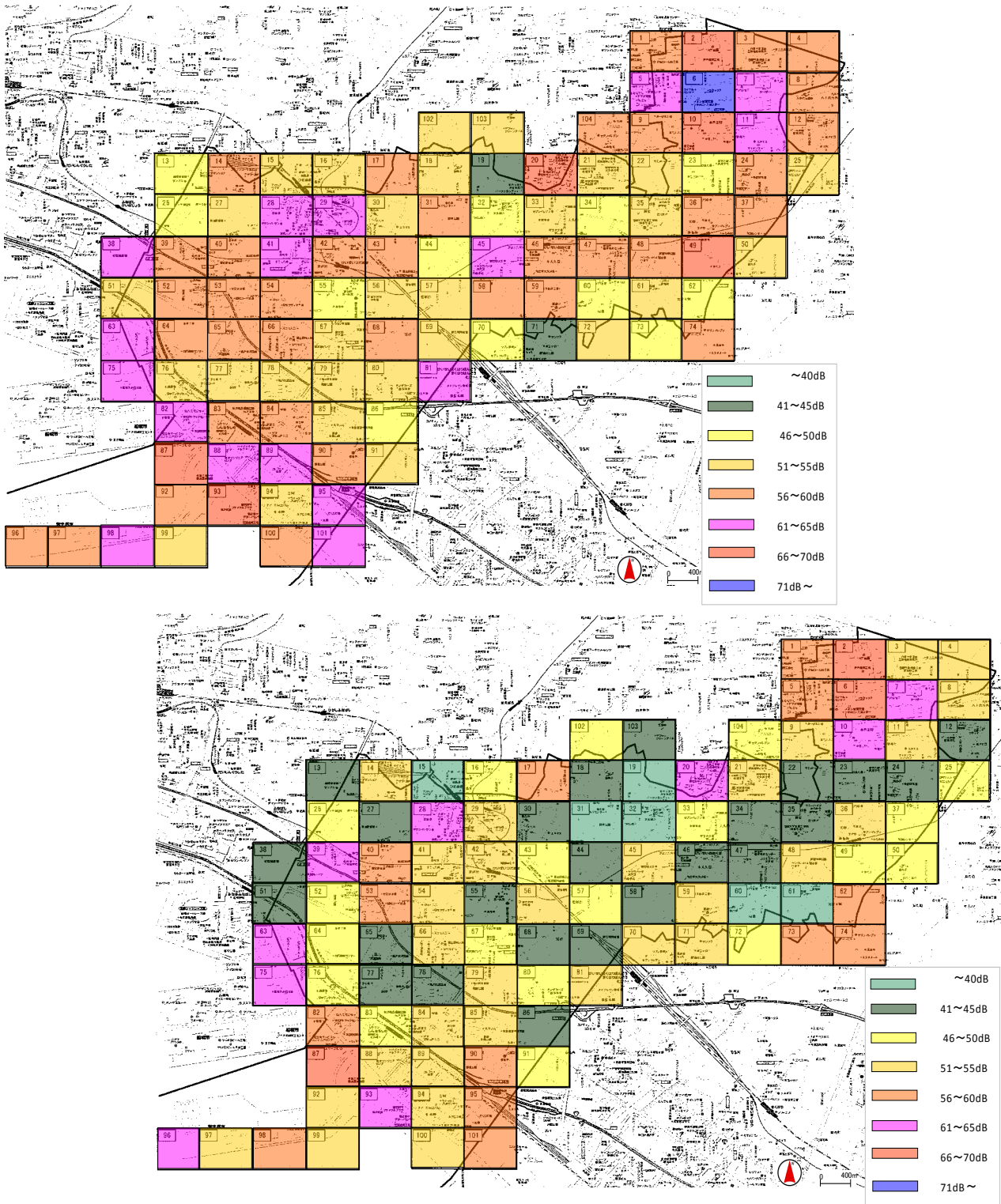


# 第4章 騒音・振動・悪臭



【騒音マップ】習志野市域を104のメッシュに分け、メッシュ別の騒音値を、5dBごとに色分けして表したものです。昼間(上図)が夜間(下図)より騒音値が高いことがわかります。(平成19年度調査結果から。詳細は50ページ)

## 4-1 騒音・振動

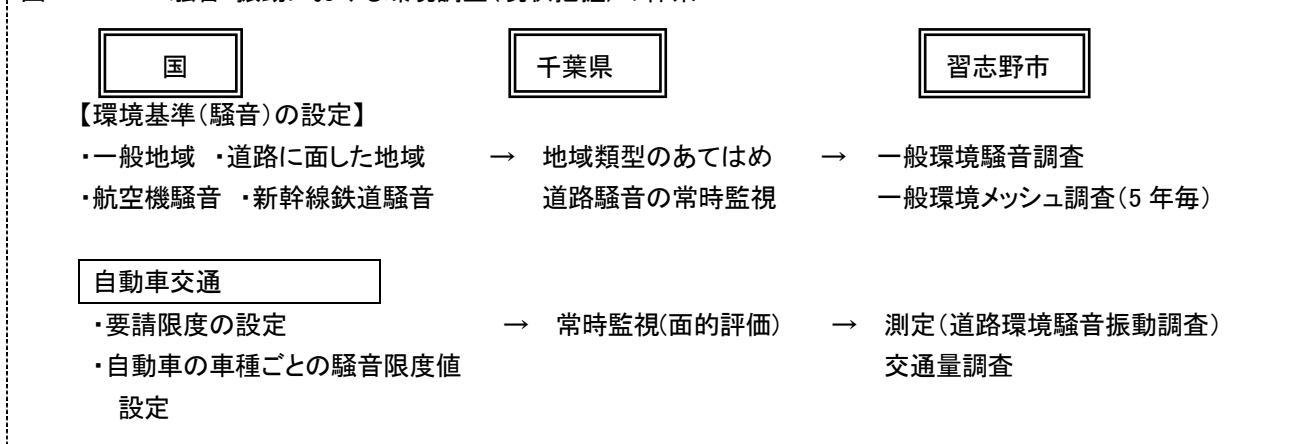
### 1 概要

騒音・振動は「不快な」あるいは「無いほうが良い」音や揺れをいい、一般的には、生理的障害（食欲不振や睡眠障害）、心理的障害（作業効率低下）、社会的障害（家屋被害）を及ぼすことをいいます。しかし、それが不快かどうかについては、個人により、またその時の心理的な状況にも左右されます。

騒音・振動はこのように極めて感覚的な要素が強いことから「感覚公害」と呼ばれます。また、大気や水質に比べ、影響範囲が小さいのも特徴で、いちばん身近な公害といえます。このことから、騒音規制法及び振動規制法では、騒音・振動についての、調査や事業活動への規制などは、市町村が担当することと定められています。

### 2 環境の現状

図2-4-1 騒音・振動における環境調査(現状把握)の体系



騒音に関する環境基準には、一般地域、道路に面した地域、航空機騒音、新幹線鉄道騒音があります。うち一般地域及び道路に面した地域の騒音については、土地利用状況（住宅地、商業地、工業地等）による類型の当てはめを県が定めます。振動については、環境基準の定めがありません。

騒音規制法では、騒音及び振動の測定は市町村が行うとし、自動車騒音に関しては県が常時監視（面的評価）を行うこととしています。

習志野市では、国道や県道といった幹線道路を中心に、道路交通騒音 15 地点（後背地含む）、振動 6 地点について、毎年 1 回調査しています。併せて交通量調査も実施しています。また、一般環境騒音については、住居専用地域を中心に、10 地点を調査しています。

平成 10 年に騒音に係る環境基準が改正され、その中で騒音測定法及び評価法の大幅な変更がありましたので、ここでは、平成 11 年度からの調査結果を示します。

表2-4-1 道路に面する地域の騒音調査結果

項目 \ 年度		H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
昼間	a 調査地点数	15	14	13	14	13	14	14	15	15
	b 環境基準以下	11	10	6	9	7	9	9	9	9
	c 達成率 b/a%	73.3%	71.4%	46.2%	64.3%	53.8%	64.3%	64.3%	60.0%	60.0%
夜間	a 調査地点数	15	14	13	14	13	14	14	15	15
	b 環境基準以下	12	7	3	7	6	9	9	10	8
	c 達成率 b/a%	80.0%	50.0%	23.1%	50.0%	46.2%	64.3%	64.3%	66.7%	53.3%
全日	a 調査地点数	15	14	13	14	13	14	14	15	15
	b 環境基準以下	9	7	3	7	6	9	9	9	8
	c 達成率 b/a%	60.0%	50.0%	23.1%	50.0%	46.2%	64.3%	64.3%	60.0%	53.3%

道路に面する地域の騒音の状況を見ると、ここ数年は、環境基準達成率60%前後で推移していますが、やや下降傾向にあります。これは、測定現場の実際から主に小型バイクによるものと考えられます。全国的にも小型バイクによる騒音が問題となっており、現在、国土交通省において、騒音規制を検討中です。

また、道路交通騒音及び振動には「要請限度値」という値が設定されています。これは、環境基準値プラス10デシベルの値で、これを超え、道路周辺の生活環境が大きく損なわれると認めるときは、道路管理者等にその改善を要請できることになっていますが、本市ではこれに該当した例はこれまでありませんでした。

表2-4-2 道路に面する地域の振動調査結果

項目 \ 年度		H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
昼間	a 調査地点数	11	11	8	8	4	6	6	6	6
	b 要請限度以下	11	11	8	8	4	6	6	6	6
	c 達成率 b/a%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
夜間	a 調査地点数	11	11	8	8	4	6	6	6	6
	b 要請限度以下	11	11	8	8	4	6	6	6	6
	c 達成率 b/a%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
全日	a 調査地点数	11	11	8	8	4	6	6	6	6
	b 要請限度以下	11	11	8	8	4	6	6	6	6
	c 達成率 b/a%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

道路に面する地域の振動については、環境基準がなく、要請限度との比較になります。達成率をみると100%となっています。また、人が揺れを感じ始めるとされる、55デシベルと比較すると、平成11年度に1地点超過がありました。

図2-4-2 道路に面する地域の騒音・振動調査地点(平成19年度)

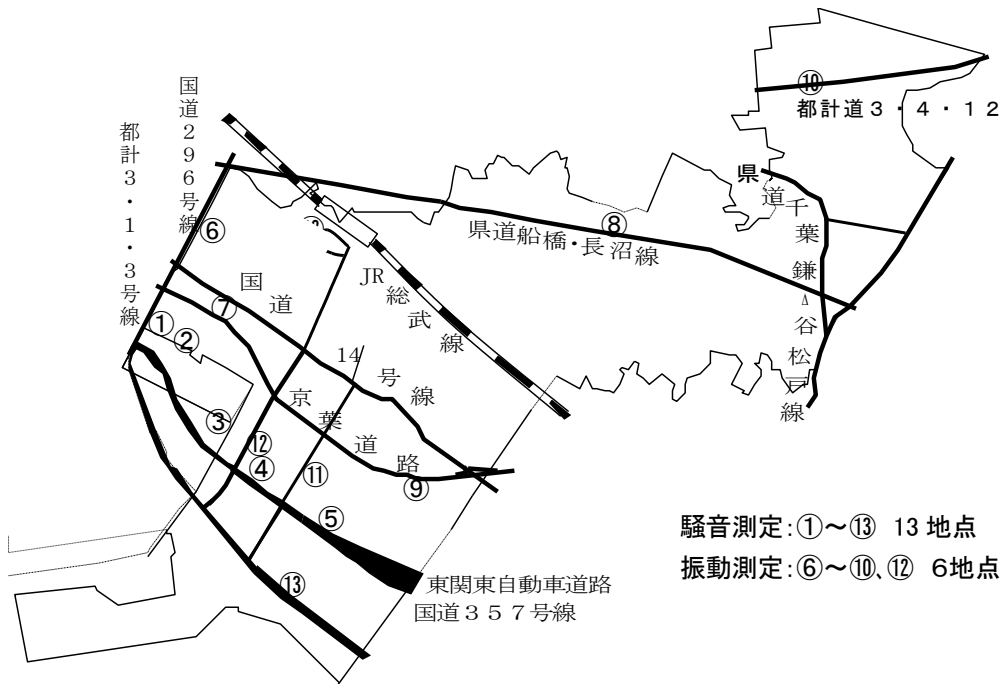


表2-4-3 一般環境定点調査(住居専用地域)

項目\年		H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
昼	達成数/全数	8/9	9/9	4/6	8/9	5/8	8/9	7/9	9/10	9/10
	達成率	89%	100%	67%	89%	63%	89%	78%	90%	90%
夜	達成数/全数	4/9	4/9	3/6	3/9	4/8	6/9	7/9	7/10	8/10
	達成率	44%	44%	50%	33%	50%	67%	78%	70%	80%
全日	達成数/全数	4/9	4/9	1/6	3/9	4/8	6/9	6/9	7/10	8/10
	達成率	44%	44%	17%	33%	50%	67%	67%	70%	80%

一般環境のうち、住居専用地域を中心に毎年行っている定点調査の結果、環境基準に対する達成率は、70%前後で推移しています。

図2-4-3 一般地域の騒音調査地点(平成19年度)

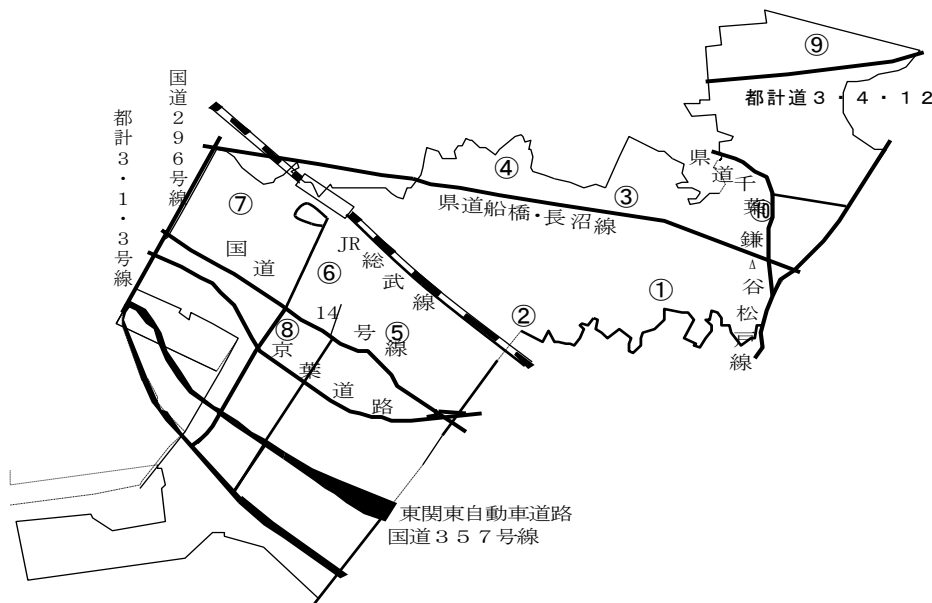


表2-4-4 メッシュ騒音調査結果

項目\年		H12	H19
昼	平均値	53.8 dB	56.7 dB
	達成数/全数	69 /92	42 /94
	達成率	75.0%	44.7%
夜	平均値	48.7 dB	50.4 dB
	達成数/全数	29 /92	28 /94
	達成率	31.5%	29.8%
全日	平均値	51.3 dB	53.5 dB
	達成数/全数	27 /92	19 /94
	達成率	29.3%	20.2%

習志野市全体の騒音の状況を見るため、ほぼ5年毎にメッシュ調査を実施しています。市内全域を104のメッシュに区分し、メッシュ内の1地点で騒音を測定し、そのうち環境基準の設定のあるメッシュについて比較した結果が表2-4-4です。

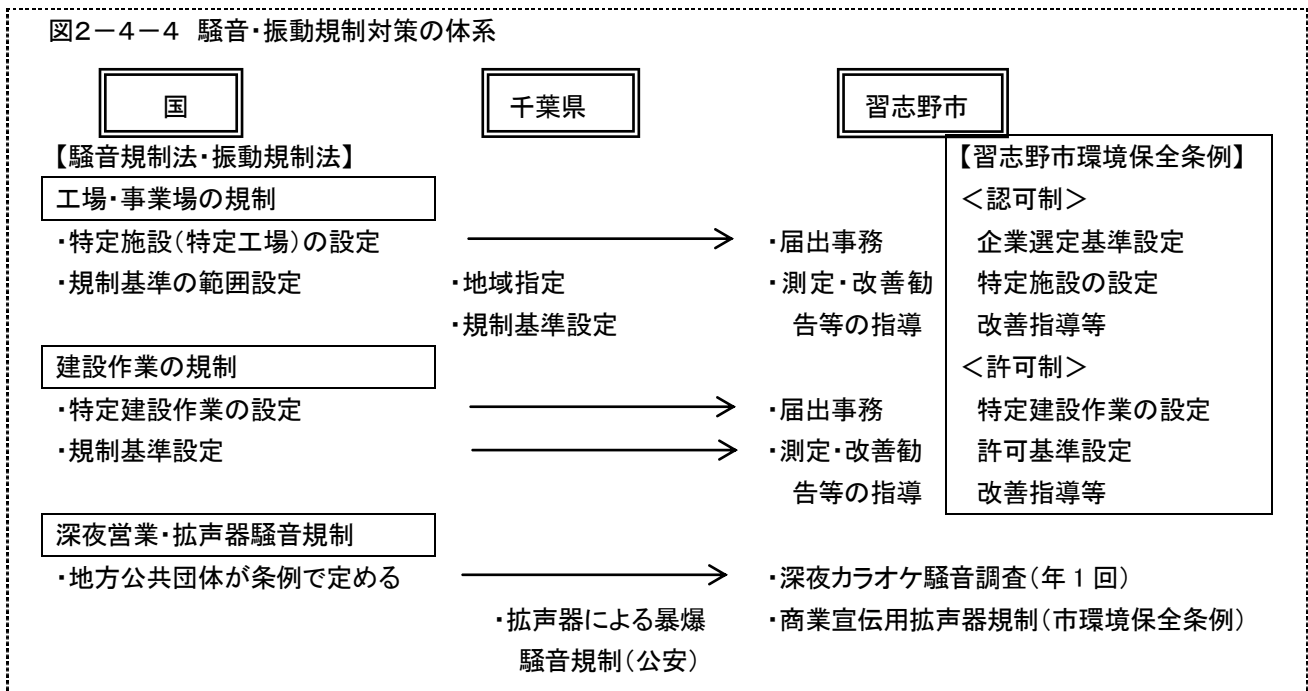
12年度と19年度を比較すると、達成率で29%から20%へ、9ポイント減となっています。ただし、平均値では2デシベルの差であり、これは、習志野市の騒音の状況が、環境基準ライン上にあることを表しています。

### 3 対策の現状

騒音規制法及び振動規制法では、発生源別に規制の内容が示されています。工場等に設置される施設のうち、発生源となりうる金属加工機械などを特定施設と定め、特定施設を有する工場等から発生する騒音及び振動を規制しています。規制数値は、特定工場のある場所の土地利用により、千葉県が定めます。特定施設の届出や工場等に対する指導は市が担当します。建設作業の規制については、くい打ち機や削岩機など、いわゆる重機を使用する工事について、規制数値を国が定め、届出や指導を市が行います。

深夜営業にかかるカラオケ騒音の対応については、騒音規制法で県又は市の条例で定めることとなっています。習志野市では特に市条例では規定していませんが、習志野保健所及び習志野警察署と協力しながら、調査指導しています。

拡声器を用いた商業宣伝活動に対する規制は、習志野市環境保全条例で、その他暴爆音については、千葉県の公安部門の条例で規制しています。



習志野市では、工場等から発生する騒音及び振動について、騒音規制法及び振動規制法のほか、習志野市環境保全条例に基づく規制をしています。

表2-4-5 習志野市環境保全条例に基づく工場等の騒音・振動規制基準

区域\時間	【騒音】			【振動】		
	昼間 (8-19時)	朝・夕 (6-8時・ 19-22時)	夜間 (22-6時)	区域\時間	昼間 (8-19時)	夜間 (19-8時)
第1種区域 住居専用地域	50dB	45dB	40dB	第1種区域 住居専用、住居、 準住居地域	60dB	55dB
第2種区域 住居・準住居地域	55dB	50dB	45dB			
第3種区域 近隣商業、商業、準工業地域	65dB	55dB	50dB	第2種区域 近隣商業、商業、 準工業、工業、工 業専用地域	65dB	60dB
第4種区域 工業、工業専用地域	70dB	65dB	55dB			
その他の区域	55dB	50dB	45dB	その他の区域	60dB	55dB

表2-4-6 特定施設内訳(H20.3.31 現在)

内容	法律対象		条例対象	
	騒音	振動	騒音	振動
金属加工機械(圧延機械、プレス機等) 圧縮機、送風機、粉碎機 木材加工機械(のこぎり盤、かんな盤) 印刷機械	1311	1053	6932	3621
重油バーナー・走行クレーン 冷凍機・空調機・原動機等				

特定施設の設定については、法律で定めるものに比べ、より小型のものや、法律では対象としない空調機(室外機)なども条例の対象とし規制の対象としています。また、法律が届出制であるのに対し、条例では認可制をとり、事前審査を実施することで、公害の未然防止を図っています。

特定建設作業についても、法律の対象範囲を拡大し、より小さな建設機械を使用する工事まで対象とし、許可制としています。

表2-4-7 特定建設作業届出(法律)及び許可(条例)件数

内容	法律対象 騒音(振動)	条例対象	年度	法律	条例
			くい打ち機、削岩機※、空気圧縮機、振動ローラー等、コンクリートプラント、バックホウ※、ブルドーザ※	81(39)	312
ディーゼルエンジン(発電機)、動力を用いる解体作業			H16	55(26)	260
			H17	91(47)	323
			H18	85(33)	319
			H19	81(39)	312

※は、法律では一定以上の規模のものが対象となるが、条例ではすべてが対象になるもの

## 4-2 悪臭

### 1 概要

いやな「におい」不快な「におい」の総称で、一般的には、嗅覚を通じて、気分を悪くさせたり、頭痛・食欲減退などを起こさせるなどの原因となるものを「悪臭」としています。

悪臭も騒音・振動と同じく「感覚公害」で、調査や規制は市町村の所管となっています。

### 2 環境の現状

悪臭については、多くはその現象が極めて狭い範囲に限られ、また一過性であることから、他の分野にあるような、環境調査（常時監視）の定めはありません。

悪臭の実態は、苦情という形で表れます。習志野市では、悪臭に係る苦情件数は、ここ10年間3~11件あり、公害苦情総件数の約2割~3割を占めています。特に近年は、ごみ焼却による大気汚染との複合的な苦情として表れる傾向にあります。他の発生源として、工事現場、道路側溝、飲食店、肥料（畑や庭）などがあります。

悪臭苦情の特徴は、複合的な苦情として表れることその他、発生が一過性であるため、発生源の特定が困難な場合も多くあります。また、家庭生活などの事業活動以外からの悪臭発生による苦情も多く、これらは法令や条例の規制対象外であり、当事者同士の話し合いで解決を図る他ありません。

表2-4-8 悪臭苦情相談発生源内訳

発生源 \ 年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
畜産農業	0	3	0	0	0	0	0	0	0	2
化学工業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の製造業	2	2	1	1	1	0	2	0	0	0
サービス業・その他	0	2	2	0	3	3	1	5	1	2
移動発生源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設作業現場	1	1	0	0	0	0	2	1	1	2
下水用水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ゴミ集積所	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
個人住宅・アパート・寮	1	0	0	0	1	2	0	0	2	3
不明	1	1	1	2	3	5	1	2	1	2
合計	5	9	4	3	8	10	6	8	6	11

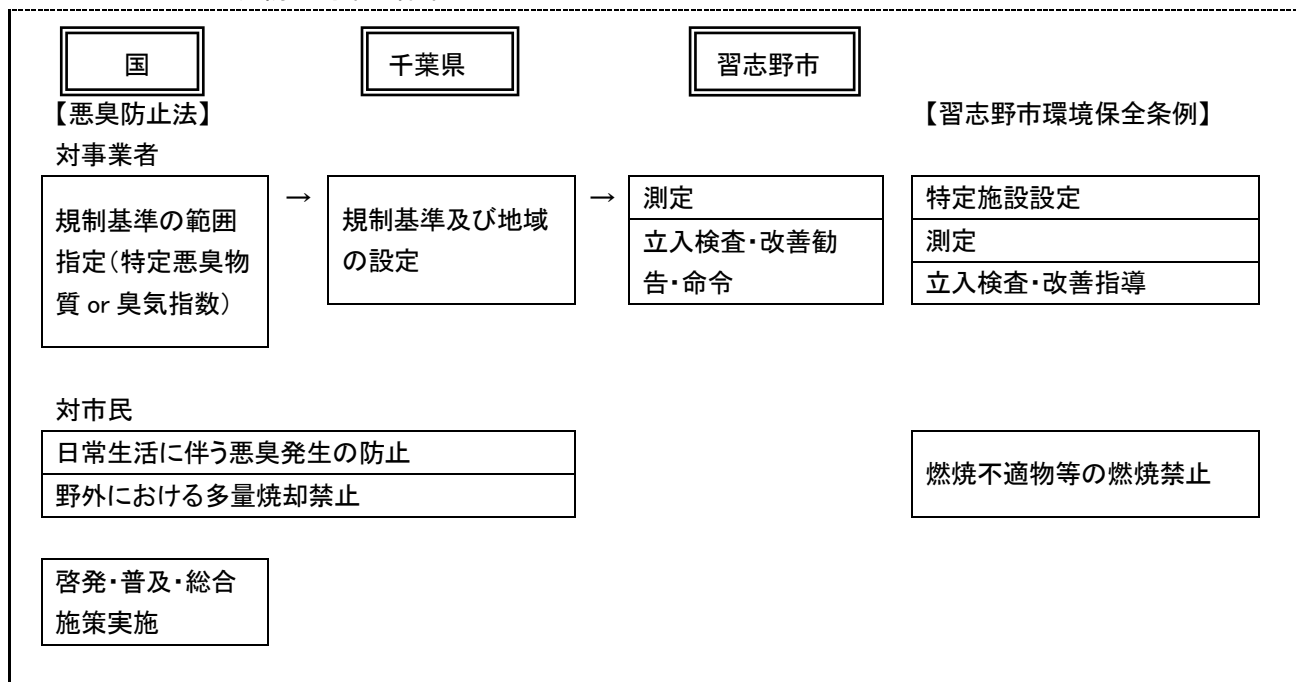
### 3 対策の現状

従前、悪臭防止法では22種の特定悪臭物質を定め、事業活動による悪臭を規制してきました。しかし、悪臭の発生源は様々で、特定物質に限らない様々な臭気物質の複合臭が苦情発生の原因となっています。

環境省は、悪臭防止法を改正（H7・H12）し、従来の悪臭特定物質の濃度規制に加えて、人間の嗅覚による臭気指数に基づく規制基準を設定し、複合臭に対応できるようにすすめています。いずれかの方法を採用するかは、市町村に委ねられています。習志野市は、臭気指数による方法を採用していますが、大きなコンビナートを抱えている自治体では、工場地帯は特定物質で、市街地は臭気指数でと併用しているところもあります。国が定めた方法それぞれについて、県が規制地域と規制基準値を決定します。実際の測定や、検査・指導は習志野市の所管です。悪臭防止法には特定施設という考え方がないので、届出制度はありません。

また、悪臭防止法には、対市民に「野外における多量焼却の禁止」の規定があります。

図2-4-5 悪臭防止対策の体系



本市では、環境保全条例施行規則を改正（H17.8.1 施行）し、臭気指数による規制を行っています。事業者に対しては、条例で法律には無い特定施設を定め、悪臭公害の未然防止のため、塗装施設等については、設置前の審査と設置後の現場検査を実施しています。市民に対してはゴムや皮革類などの燃焼不適物の焼却を禁止しています。

表2-4-9 習志野市環境保全条例による規制

地域の区分	許容限度の区分	工場等の敷地の境界線における臭気指数	排出水の臭気指数
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域		12	28
近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域の定めのない地域		13	29
工業地域及び工業専用地域		14	30

表2-4-10 習志野市環境保全条例に定める悪臭特定施設

対象施設	施設数
食料品製造(揚物、乾燥)	11
鉄鋼・非鉄金属、機械器具製造(吹付塗装・乾燥焼付)	21
上記以外で吹付塗装、乾燥焼付塗装	6
廃棄物処分	8
計	46

近隣からの悪臭の他、広域的な悪臭問題も発生しています。春から夏の南風の吹く時に、東京湾方向から、ガス臭がすることがあります。主な原因は、東京湾からの悪臭の発生やケミカルタンカーのガスフリーによるとされています。異臭の範囲は複数の市にまたがります。この問題に対して、千葉県や関係各機関との間で連絡体制を整備し、速やかに情報を得て対処しています。



表2-4-11 広域異臭発生状況

年度	湾岸10市		習志野市		発生地域
	発生	苦情	発生	苦情	
10	1	49	1	2	浦安、市川、習志野
11	7	201	2	41	浦安、市川、習志野、千葉、富津
12	7	170	1	11	浦安、船橋、千葉、木更津、習志野
13	8	288	5	54	浦安、船橋、習志野、千葉
14	5	63	1	8	千葉、習志野、浦安、木更津、君津
15	2	11	1	7	浦安、習志野
16	7	82	1	5	浦安、船橋、習志野、富津
17	2	25	0	0	千葉、木更津
18	2	32	1	7	千葉、習志野、市川、浦安
19	7	163	2	20	習志野、千葉、船橋、市原、木更津